

長野県地方税滞納整理機構納税の猶予に係る条例

平成28年3月22日

長野県地方税滞納整理機構条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）の次の各号に掲げる条文において条例で定めるとしている納税の猶予に係る要件や手続等（以下「要件等」という。）について定めるものとする。

- (1) 法第15条第3項及び第5項
- (2) 法第15条の2第1項から第9項
- (3) 法第15条の3第1項
- (4) 法第15条の5第2項
- (5) 法第15条の5の3第2項
- (6) 法第15条の6第1項から第3項
- (7) 法第15条の6の2第1項から第3項
- (8) 法第15条の6の3
- (9) 法第16条

(納税の猶予の要件等)

第2条 前条の定めるべき必要な要件等は、滞納事案ごと、長野県地方税滞納整理機構規約第4条に基づき当該滞納事案を広域連合へ移管の手続を行った各構成団体が前条各号について条例で定めた要件等とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第15条の6第1項の規定は、換価の猶予の申請に係る徴収金以外に当該構成団体の徴収金（法第15条の6第2項各号に掲げるものを除く。）に滞納がある場合（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に定める保険料に滞納がある場合を含む。）は適用しない。

(補則)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。